

令和4年2月1日

於 大阪府労働委員会

京都西山学園事件

【令和3年(不)第20号】

第2回審問速記録

速記 (株)会議録研究所

高柴倫子



証人氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

職業 被解雇者

役職 大阪教育合同労働組合京都西山短期大学支部代表

申立人側 上瀬代理人

教育合同労働組合特別執行委員の上瀬です。では、尋問させてもらいます。甲37号証を示します。

(甲第37号証を示す)

これはあなたが書いたものですね。

はい。

甲1号証を示します。

(甲第1号証を示す)

団体交渉の要求書が書かれています。このときに初めて、組合の要求書ですが、このときまで組合に加入されたことありますか。

ありません。

初めてですか。

初めてです。

なぜ組合に加入されたんですか。

雇用契約の更新を人質に取られて、かなり何だか理不尽な要求を受けてまして、非常に困ってました。職場の仲間と一緒に、労働組合さんのはうは相談に乗ってくれるからということで伺って、相談に乗っていただいて、その流れでみんなと加入了しました。

この要求書に書かれているパワハラの件ですね。

はい。

組合加入後、どういう詰合いをされましたか。

うまく言えないんですけど、いろいろ、そのいわゆる三役と言われる方々、経営の実権を掌握されてて、その方々がいろいろなこと、業務の改変を行ってきたんすけれども、それによって教職員が日頃いっぱいいろんな内容で不満を抱いてまして、しかも、そのいわゆる三役の方々が、教授会をはじめとする学内のガバナンスを完

全に麻痺させてしまったんで、団体交渉で要求項目として出さないと、話合いの席にも着いてくださらなかつたんです。ですから、初期のほうは、組合にいっぱい人が入ってきたんで支部を結成すると。私が支部代表ということで、要求書を出していただいたんですけど、そういうふうにいっぱい要求項目が多岐にわたつたんで、いろいろな要求内容がありました。私については、そのパワハラの件で、言うことを聞かないと次年度の契約は更新しないとか、外回りをやれと、私、教員なんですが、日本人学生の募集をやれと、後は、現在の理事長の櫻井理事長に対して絶対に服従しろと。1年間、要は日本人学生を呼んでくるので、首尾のいい成績を上げた場合、後は櫻井理事長に対して、あるいは現執行部、これ、いわゆる三役の人たちなんんですけど、悪口は厳禁だと。これを、おとなしい態度を示していれば、私が櫻井理事長に対して、次年度の雇用に対して口添えをしてやるからと、言うことを聞けど、そういうふうに言われてました。かいつまんで言うと、その要求項目は非常に多岐にわたつてました。

はい。答弁書の13ページ、12ページ、13ページを示します。

(答弁書を示す)

12ページですね。不規則発言が結構あったとか、そんなことを答弁書にも書かれてるんですけど、どういうことなんでしょうか、それは。

不規則発言とかいうんですけれども、この後、まあいいや、要は私が非協力的態度ですか不規則発言ですかいうふうに言われる内容というのは、決して私の個人的な関心に関するものではなくって、今言いました組合の活動、組合の要求項目に関連する内容だけです。で、さっき言いましたけど、組合から経営陣に対する要求項目は多岐にわたつてました。

非協力的態度っていうふうにも書かれていますけど、それに対してはどうですか。

それも、決して私の個人的な関心事に基づいて行われたわけではなくて、むしろ組合の要求項目に従つた内容です。

甲3号証を示します。

(甲第3号証を示す)

甲3号証の2番目ですね。これは12月25日に回答、短大側から出された回答書ですね。2番目に、「国際交流センター」だけでなく、短大全員の業務を確保し、待遇を確保するべきと考えていますという答弁がありましたね、組合側の要求に対して。

はい。

それを聞いて、どう思いましたか。

それまで何度か団体交渉の席、持たせていただいて、12月25日の内容に関しては、まず、組合の中には、国際交流センター所属の教職員が多数含まれていました。当時、三役のほうは、業務のほう、留学生募集に関するビジネスのほうを縮小するっていう方針を打ち出してましたんで、そうすると、その組合員の雇用ですとか、それから労働条件、これの悪化が懸念されていたわけなんです。ですから、25日のそのような内容が出たということは、少なくとも次年度に関しては、その組合員の雇用のほうは確保していただけるものと、そういうふうに確約をいただいたものと我々は解釈してました。

(C)

甲6号証を示します。

(甲第6号証を示す)

これは、あなたに対する雇い止め通知書ですか。

はい。

2月9日付けになってますが、2月10日は組合との団体交渉でその話をする予定じゃなかつたんですか。

はい。私と任期切れを迎える教員がもう一人、■先生でした。この2名に関して、来年、次年度の雇用について回答を得るため、2月10日、あの団交申入れをして、2月10日に私と■先生の雇用に関する話し合いを持つ予定でした。ところが、その前日に、団交をやるまでもなく、前日にその雇い止め通知書を私と■先生に直接交付してきて、正直大変びっくりしました。

(C)

乙4号証を示します。乙4号証の3です。

(乙第4号証の3を示す)

これはあなたの雇用契約の通知書ですね、労働条件の通知書ですよね。

はい。

この一番下に手書きで書いてますよね。

はい。

雇用契約、変更を要求している事項については、組合との団交結果に従うと。ということで、一応合意を交わしたわけですね。

はい。もともと2020年のおおよそ3月から組合活動というものを始めまして、

当初は、私の6年目以降の専任、しかも無期雇用ということも要求項目の中に掲げていたんですけども、その私の無期雇用に関する交渉事というのはもう完全に膠着してしまって、したがいまして、組合支部の判断としては、一応、その書証になりましたように、次年度以降、だから、私にとっては6年目以降の雇用については、組合と話し合いの上決めるっていう附帯事項をつけて、取りあえずその年度の1年間の契約書ということで取り交わしをしたんです。だから、その後の雇用については、組合を通して話し合って決めようという約束でした。

はい。ということに大学側も判断をついてるんですけど、それに対して、団交は2月10日以前に雇い止め通知をされたということですね。

はい。

甲11号証を示します。

(甲第11号証を示す)

これは島袋氏から組合に対する、パワハラに対することに対する回答書です。

はい。

これに間違いないですね。

はい。

島袋学科長、今は副学長らしいんですけど、学科長が、さっき組合員が述べたことに対する答弁をしています。えっと、これやったかな、これですね。

はい。

そういうつもりで言ったんじゃないというような感じで言ってますけど、でも、学生募集のことをやらないということは、学校運営の非協力態度ということで、雇い止め通知書に載っています。これは矛盾する内容だと思います。いかがですか。

9月9日のその甲11号証の内容というのは、団交の結果、出していただいた回答です。その中では、私が2020年の3月以来、三役のほうから外回りせえ、日本人学生の募集業務せえ、入試課に入れというふうなのは、それはおかしいんではないかと。しかも、次年度の雇用契約を結ぶに当たって、それがノルマだというふうなことをおわすようなことを言わされましたんで、それを困るんだということで団交してきたわけなんです。その結果、島袋学科長のほうから、9月9日に、そのような君に外回りをさせる気はないと。だから、通常の教員の今までの業務で頑張ってくれと、それで業績を評価するからというふうな回答が得られたんです。ところ

が、その翌年の2月9日に出てきた雇い止め通知書の中には、結局、学生募集業務をやらなかつたから君は首だと。だから、どっちやねんと。だから、団交結果というのを軽視してると言わざるを得ないと思います。

甲8号証を示します。

(甲第8号証を示す)

甲8号証の27ページ、業績評価のね、研究業績書を出せと、履歴書を出せということですね。

被申立人側 小西代理人

その付箋は何ですか。

申立人側 上瀬代理人

付箋はどのページか分かるためです。

被申立人側 小西代理人

ああ、いや、その縁の付箋に何か字書いてません。左上の、あつ右上。

申立人側 上瀬代理人

ああ、これ、これは消します。ということです。ここに業績調書、まずね、誰に面接をしたのかということがここに書かれています。短大側はね、10月にみんなに、教授会して11月にこういう内容を発表したと言ってますけど、ここに2名だけが優先して面接したというふうにね、相手方も、島袋さんがそういうふうに書いてるんですよね。2人だけを優先しないといけないからと、真ん中辺りにそういうふうに島袋さんが言っています。面接はこの組合員だけ、これは10日の反訳書ですので、9日に解約という、契約終わりという、そういうのんもらつてるので、組合員はそのことについて追及しています。で、短大側は、
■先生も同じように面接したと書いてますけど、実はこういう内容だったということで、いいですよね、全部。

本当は、2021年の3月いっぱいで雇用契約の区切りを迎える有期雇用の先生が3名いたんです。1名が■先生、1名が私、もう1名、■先生という保育の担当の先生がいらっしゃったんです。それなのに、業績報告書を提出せえという、それも年末になって、いきなりメールで、業務メールで教学課の名義で来たんですけれども、この辺から、はっきり言って、どうもおかしいぞというふうなのは雰囲気的にありました。で、組合の本部の方にも相談して、これは組合員切りを狙つてる可能性もあるから注意するようにという話もあったんです。で、最後はやっぱり

案の定、2月9日に雇い止めという形で通知書を出してきたんですけど、■先生にはちゃんと面接をやってるよというふうに主張はなさっておられるんですけども、年末にね、調書を出せという業務メールの通達が12月23日だったんですけど、それに基づいて■先生と私は確かに面談を受けさせられました。島袋学科長と加藤学長の二者面談です。■先生は、12月23日以前にもう面談終わっちゃつてんです。だから、調書に基づく面談は、非組合員の■先生は受けてないのに、組合員の我々2人だけはそういう形、体裁を取られたと。

その証拠が、このさっきのページということで、2名って必ず島袋さんが言っています。加藤さんが、これから全員する予定ですというふうに述べています。これが2月10日の話です。その20ページ、見てください。同じ団交です。20ページの一番上に、加藤さんが、全教員に頼みましたよ。11月か12月というふうに言っています。だから、学校側が言ってる10月というのはどうなんですか。

あり得ないです。

あり得ないです。そしたら、甲6号証を示します。

(甲第6号証を示す)

これは■さんに対する雇い止め通知書なんですけど、今、この科目は、現在、大学では教えられていますか。

えっと、大学のカリキュラムには残ってまして、私を雇い止めされた後、同じ科目を別の先生が受け持たれています。

例えば、観光学を教えてらっしゃる方はどういう方ですか。

私の雇い止め理由の中に、科目に対して不適合だということを記されているんですけども、その不適合の条件として、観光学の学位がないというのを全面に書かれています。ですから、私を雇い止めした後、同じ科目を担当されてる先生、学位がないです。

学位をお持ちでないということですね。

はい。

雇い止めではないですか。

僕がついでに言いますと、■先生の経済学、経営学に関しても同様です。後釜の先生は学位がありません。

ビジネス日本語という修士がないとか、そういうことも書かれてますけど。

もう言い出すと切りがないんですけど、ビジネス日本語という学位がありません。
そもそも。

甲31号証、ああ、いいです。あと、時間がありませんので、最後に何か証言しておきたいことはございませんか。

いや、特にはございません。

いいですか。じゃ、終わります。

被申立人側 大政代理人

それでは、被申立人の代理人弁護士の大政からお尋ねします。あなたの陳述書によると、短大国際交流センターの上司が、あなたの雇用延長を申し入れてくれてたということなんですけれども、その上司というのは具体的に誰なんですか。

えっと、ちょっと具体的には多分、■課長、若しくは■さん。

の2人ということですか。

はい。

ほかにも専任教員の多数からもあなたの雇用延長を求める嘆願書が提出されたということなんですけれども、それを提出したのは誰なんですか。

ちょっと待てよ、あれは、嘆願書、作っていただいて……。

ぱっと出てこないんやったら、はい、結構です。じゃ、次の質問いきますね。

はい。

あなたは、令和2年4月に特任から専任になられてて、そのときに業務内容は変更されてなかつたということなんですね。

うん、結果的に5月に団交の結果、元の業務内容に戻ったということです。

特任から専任に変更するに当たっては、お給料も上がると思うんだけども、どうして、そしたら何を期待されて、あなたは特任から専任に変更されたというふうに思われてるんですか。

教員として、やっぱり研究業績及びその国際交流センターの業務で精を出すということと解釈しています。

特任から専任に変更されるに当たって、日本人募集業務等を行ってほしいというふうな要望を、あなた拒否されたということですけれども、それはなぜなんですか。

拒否ではありません。難しいというふうに申し上げたんです、実は。

それはどうして難しいんですか。

例の今、この状況、コロナ対策で、まず、自分、本科の授業を持ってましたから、それに対してもコロナ対策が必要、私は留学生別科を統括する立場で教務支援、教学支援をやる立場でしたので、授業の要は設計、ハイブリッド授業とか、要は海外のオンラインで受講する人とそのリアルで受講する人は同じ時間で、同時に授業をやるような特殊なこともやらないと駄目だったんで、そういうふうにコロナ対策を中心にしてちょっとそっちの留学生の対応のほうで非常に手いっぱいの状態だったんで、それに加えて日本人、日本国内で外回りで、学校から出てちょっと業務をこなすというのは実質困難ですというふうにお答えしたんです。

あなたは、令和2年の10月や11月に行われた教授会で、業績報告書の提出は求められませんでしたか。

求められてないと思いますね。令和2年、令和2年やから2019年ですかね。

求められていない。

被申立人側 小西代理人

2020。

2020、うーん、何かにおわすようなことはおっしゃってた、記憶定かじやないんですけど。

被申立人側 大政代理人

ということは、同じ年の12月にメールで提出を指示されて、そのときが初めてということですか。

業務通達として、教学課の名義でいただいたのはそれが初めてです。

次に、あなた、新しい三役の所信表明の際に、金返せという言い方は暴言になりますかといふうに質問したということなんですけれども、その前提として、ということは誰から金返せというふうな発言があったんですか。

これは、実は当時、総務課長をやっておられた████████さんという方がいらっしゃったんですけど、給与、賃金の改定をやるときにエクセルの一括変換のミスで、本来存在しない副学長の職給手当というものを島袋学科長につけてしまったそうなんです……

ちょっと、あの時間があるので端的に、はいか、いいえで答えていただきたいんですけども、その前提で誰から金返せという発言があったんですか。

結局ね、島袋学科長がそういうふうなことを、みんな業務中に強制的に小会議室に

招集を受けて、みんなはすごい怒ってたんですよ。で、もう要は紛糾状態で、それに対して島袋学科長が一々、人に対して、そういうことを言うと懲戒処分にするぞ、懲戒処分にするぞというふうに言い始めたもんですから、だから、みんな紛糾してたもんですから、金返せという言葉が出たかもしれないし、秩序立ったそういう状態ではなかったので。

じゃ、あなた自身、島袋学科長に対して金返せというふうに言ったことあるんですか。

今、その引用されたせりふは言いました。金返せという発言は懲罰対象ですか、懲戒処分に当たりますかというふうなのは。

被申立人側 小西代理人

すみません。被申立人代理人の小西からお尋ねしますけども、そうすると、その金返せという言い方は暴言になりますかというあなたの発言は、自分としては、金返せというふうに言いたいんだけど、それを言うと暴言になりますかという趣旨での確認ですか。

うーん、さっき制止されてしまったんですけど、■■■総務課長が自分の非を認めて、非を認めるから島袋学科長に対してお金を返還してくれと、さもないと短大としては年間で数十万円の損失を被るわけだから、非は認めると言つてたのに、島袋学科長がそれを認めない、お金を返さない。だから、そういうふうになったと。

あなたとしては、だからその場で金返せというふうに発言したいけれども、その前に島袋学科長が暴言を吐いたら懲戒処分だというようなことも言ってたので、金返せというふうに言つたら暴言になりますかということを前もって聞いたというか、いうことですかね。

紛糾してましたんで、大分。

はい、以上です。

被申立人側 大政代理人

次に、■■さんが泣いていたときに、あなたは会議室に入室すると同時に、■■さんを泣かせたのは誰だというふうに叫んだということですけれども、それは間違いないですね。

叫んではいないんですけど……

じゃ、そういうふうに発言したということですね。はいだったら、はいと言ってもらっていいですか。

えー、とっさのことでしたんでね、ええ、ちょっとあんまり記憶が定かじやないですけど。

そういうふうな趣旨を、発言をしたことは何となく覚えてらっしゃる。

ええ。■先生と職場の同僚の■君ですね、に対して。

■さんが泣いていたんだとすれば、まず、■さんが泣いている理由とか、そういうことを確認しようとは思わなかった。

その後、確認しました。ただ、女性がかなり悲観に暮れてるというふうなのはもう明らかに、ちょっとおかしいなっていうふうな考えがありましたもんですから、事後確認はしましたけれども。

■さんを泣かせたのは誰だとかいう趣旨の発言をすると、逆にそのことでその場が混乱してしまうとか、そういうことは思いませんでしたか。

■君と■先生に対してですんで、そうは思わなかったですね。

次に、令和2年8月の教授会で、島袋先生の盜用疑惑について審議されるように求めてるんだけれども、この盜用疑惑というのは、教授会審議事項ではなくて、研究倫理規程にのっとって判断するということについては、説明はあなた受けてませんか。

はい。そもそも教授会での発言ではないです。教授会終了後に、そういうふうに個人的にこういうことがあるんだが、却下されたから今やりますっていうふうに言って、その教授会はもう終わってましたから、参加者が退席する、残って聞くというのは自由なんです。

教授会が一旦閉会になった後に、その場の続きであなたそういう……

そうそうそう。

疑惑の審議を要求したと、そういうことですね。

ええ。

でも、その場で、加藤学長から研究倫理規程にのっとって判断するからというふうに言われて、その盜用疑惑の説明をやめるように求められませんでしたか。

まあでも、教授会終わってましたんでねえ。

教授会が終わってたかどうかではなくて、やめるように求められませんでしたかと聞いてるんですけど。

総務課にもう提出して、正式に受理をされてたもんですから、その趣旨をおっしゃってたのかもしれませんね。

そういうふうに加藤学長から言われたにもかかわらず、盜用疑惑についての説明を続けたということでおろしいんですか。

退席するも出席するも自由ですから、ただ、あのときは■教務課長だ

ったか、ちょっと役職忘れましたけど、その方、事務方のお坊さんなんんですけど、1名は退席されたんですけど、残りの方全部、興味津々ですっと資料見ておられましたから。

加藤学長から島袋先生の盗用疑惑に関するデータ提供を依頼されたのに対して、データ提供を拒否したということですけれども、なぜなんですか。

拒否ではなくて、諮問委員会というふうに、ちょっと正式な名前忘れましたけど、調査のほうで、全体の会議の終了後、正式な書類を提出するというお話で、加藤学長もそれで了解されてたのに、結局、島袋学科長の研究不正疑惑の調査に関しては全体会議をやらなかつたんです。だから、当然出す機会がありません。

加藤学長は、当時盗用疑惑の審査に当たって、統括責任者というふうなお立場にあったんですけれども、あなたはそのことを知ってましたか。

学長ですから。

統括責任者から資料提供、データ提供を求められたら、それはなぜ応じないんですか。

いや、応じると言つてたんです。ただ、それは関連の学則にのつとつて、全体の諮問会議が終わった後、終了後に出すということになつたんです。その全体の会議を加藤学長がお止めになつたのか、定かではありませんが、やらなかつた。ですから、出す機会を失いました。

盗用疑惑の調査結果について、■准教授に直接ファックスを送つて確認されたということですけれども、まず、なぜ学内で調査結果について確認をしようと思わなかつたんですか。

調査をやつてるかやつてないかというふうな月1ペースで、加藤学長に確認に上がつたんだけれども、まだだ、まだだと言つて引き延ばすばかりで、もう既に所定では1か月以内に終了しないと駄目なのに、もう3か月を超過するような状態だつたんです。こちら側に、告発者のほうに何にもお断りもなく、要は学内の調査も終わつたか終わつてないかを明らかにしない。本来は学内の調査が終わった後、外部スタッフのほうに話を持つていくべき話なのに、勝手に何だか学内の調査が終わつたか終わつてないのか境界も明瞭でないのに、勝手に学外の■准教授という方に話を通したと。しかも、その■准教授のほうから証拠の提示とかの要求が一切ない。じゃ、これちゃんとやつてるのかという不安に思うのは当然だと思います。だから、ちゃんと資料は行つてるんですかっていう確認を取らせていただきました。

その後、■准教授からの対応に苦慮しているというふうなメールは、加藤さんへの抗議

のメールだというふうなご主張されますけれども、なぜそういうふうに言えるんですか。

その後、その■■准教授からこういうふうなのが、かくかくしかじかのメールが来たというふうなのを、学長室で私と面談してるときに、加藤学長のほうからメールをコピーしたものを見せてもらいました。じゃ、それ下さいと言わされたら、いや、それはできないというふうに言って断られたんですけど、そのとき内容をあらかた拝見をして、その内容です。

■■准教授は、島袋論文の単なる査読を依頼されたというふうに勘違いしてたということなんですかけれども、とご主張されていますけれども、それはなぜそういうふうに言えるんですか。

そのメールの私が目視した内容に基づいてます。

あなたね、観光学について、司馬遷・班固以来、主要な研究対象だというふうにおっしゃってますけれども、司馬遷、班固というのは中国の歴史家なんですけれどもね、そうすると、あなたの研究部門というのは中国の研究部門じゃないんですか、中国を主に研究されてるんじゃないんですか。

フィールドとしては、そうです。

学会等も加入されますけれども、それは主に中国系の学会に加入されてるということでよろしいんですよね。

はい。

私からは以上です。

被申立人側 小西代理人

被申立人代理人の小西からお尋ねしますね。令和2年の10月ないし11月の教授会で、加藤学長から研究業績書等を提出してほしいという依頼があったかどうかという点なんですけれども、今の記憶で結構ですが、令和2年10月、11月の教授会について、■■さんご自身が欠席したものっていうのはあったんですか。

出席してるほうが多いです。

えっ、欠席したのもある。

ううん、出席してると思いますよ。

ああ、全て出席してるということでよろしいですね。

うーん。

少なくとも今の時点で、あの日は休んだという記憶は特段ないですね。

はい。

で、先ほど令和2年度の更新に当たって、島袋さんのはうから日本人学生の募集ということをやってほしいという話があったときに、主尋問では、何かそんな外回りをさせられでという言い方をして、反対尋問では、いや、それは今はほかの業務があるから難しいということをおっしゃっていて、ちょっとニュアンスが違うように思うんですけども、結局、日本人学生の募集に関しては、それまでやってる業務が手いっぱいで、あなたとしてはできないと、これ以上負担は難しいということをおっしゃったということなんですか。

募集ですから、それ、学校の経営に関わるところですから、ない袖は振れませんねという話です。

分かりました。それと、組合結成の前にね、いわゆる新三役に対して申入れをしたんだけれども、応じてもらえなかつたという話されてましたが。

申し訳ありません。ちょっともう一回、お願ひできますでしょうか。

甲1号証の組合結成通知を見ると、3月5日付けになっていて、それよりも前に新三役の人たちに申入れをいろいろしたんだけど、聞いてもらえないで組合加入したというようなことを主尋問でおっしゃってたように思うんだけれども。

うん。それ、非常に新発表とかいろいろあったんですけども、例えばさっきの島袋学科長がお金を返さないとかいうお話もその一部なんですけれども、教授会のはうを全くその、要は正規の段取りで就かれたお三方ではないんです。まあ、それは理事会が絡んでるんでしょうが……

分かりました。聞きたいのは、その申入れというのは、何か紙で申し入れたんですか。それとも何か口頭で、例えばいつかこの日に会ってくださいとか、ちょっと話聞いてくださいというような口頭での申入れであって、特に証拠は残ってないんですか。

そうですね。

何か紙で文書で申し入れたということではないんですね。

うん。ただ、いろいろ当時の次年度の人事の一覧表とか、そういうものに関して、これは機能が麻痺してるし、そういう権限がない人が全部何か全権掌握できるようになってるとか何か、うん、ちょっと細かいところはともかくとして、いろいろ問題があるんで、改善してもらわないと、これは短大の経営が立ちいきませんよというような話はしてるんですけど、いかんせん、もう全部その対話の窓口を……

口頭で、特に今、証拠として出せるものはないということでお聞きしていいですかね。証

扱は残ってない。

そうですね。

分かりました。それで、その新三役の所信表明のときに、■さんからいつから、専任になったの、特任から専任にいつなったのかというような趣旨の質問を島袋さんにしてますか。

特任から専任への切替え……

が、いつなのかということを島袋先生に尋ねた記憶はありますか。

ないです。

それはないんですか。金返せという発言は暴言になりますかというふうにおっしゃった。だから、金返せという言葉だけじゃなくてね。金返せという発言は暴言になりますかというふうに聞いたということなんだけど、これは要求項目でいうところのパワーハラスメントを解決することというのに結びつく話ということですか。

パワハラはむしろその前で、主尋問のときに私は申し上げたんですけども……

ああ、その……

以後、言うことを聞いてくださいと。

という話なんですよね。

ええ。

いや、要求項目に関係することしか言ってないというようなことをおっしゃってたと思うんですけども、金返せという発言は暴言になりますかというのは要求項目でいうとどれになるのかなという質問なんんですけどね。

それは、何でしたっけ、西山学園側の最初に出す準備書面じゃなくて、ちょっと名前忘れた……

はい、答弁書。

答弁書でしょうか、あの中で、私の不規則発言の中に金返せが入ってたもんですか
ら、いや、それは違うでしょと。事実をちゃんとつかまないで、都合のいい部分だけ何だか抽出して、私が何だか不規則発言をしてるよう何だか取り繕っているよ
うに私は読んで感じたんです。

先ほどのお話をすると、そのときはあなたの主尋問のお話をすると、あなただけがいろいろ発言したんじゃない混沌としてたというか……

うん、そうですね。はい。

ということだったんですね。私からは以上です。

審査委員

それでは幾つか確認させていただきます。申立人の準備書面の3……

(申立人準備書面(3)を示す)

の1ページの下から18行目から次のページにかけて、■さんが担当された科目が列記されていますけれども、これはそれでよろしいですかね、確認をしたいんですけども…

…

はい、間違いありません。

担当時期と科目全て。

間違いありません。

○ それから、甲の11号証ですかね。

(甲第11号証を示す)

甲の11号証は、これはどういう形で交付されたものなのか。誰から……

これは9月9日に行われた団交の議事録です。何でこういう形になってるかというと、コロナ対策で緊急事態宣言下でしたので、対面での団交ができなかったんです。

オンラインでの形を取りましたので、議事録も後でこのタイピングしたものを作成するという形になります。

オンラインで……

はい、オンラインで団交しました。

○ 回答があったことを組合側で書き留められたと。

うん、と、これは学園側……

申立人側 上瀬代理人

画面の出されたやつの記録です。

審査委員

学園側が共有画面というか、それでこういう文書を出されたということですね。はい、分かりました。

以上

(休 憶)

証人氏名 加藤善朗

住所 京都府長岡京市栗生西条26 学校法人京都西山学園内

職業 学校法人京都西山学園

役職 京都西山短期大学学長

被申立人側 大政代理人

それでは、被申立人代理人の大政のほうからお尋ねします。乙23号を示します。

(乙第23号証を示す)

この末尾の署名、捺印はあなたのものですね。

はい、間違いありません。

訂正や追加はありますか。

1か所あります。

どこですか。

■組合員の■先生のスピーチが、新年会の挨拶というふうに申し上げましたけれども、記憶をたどりますと、2019年の10月15日の■先生の歓迎会でのスピーチのことでした。はい。

それでは、質問、入ります。あなたは、令和2年4月に学長に就任する前は西山短大でどのような立場でしたか。

主に仏教美術を講義する教授として勤務しておりました。

学長に就任する以前、西山短大の経営や人事に関与することはありましたか。

は、ありませんでした。

教授会では、経営や人事について決定することはなかったのですか。

教授会は最高の意思決定機関ということになってますけれども、学長から提示された内容が否決されるということはありません。

あなたが学長に就任して、重点的に取り組んだことを教えてください。

日本人の学生を増やすために尽力してきました。

なぜそのような取組をしたのですか。

経営を安定させるためには日本人の学生、日本人に対しての魅力あるカリキュラムを整える必要があるというふうに思ったからです。

そのようなカリキュラムの見直しに当たって、教授会で各教員に対して、12月中に履歴

書及び研究業績書を提出するように指示したということですが、その教授会に■組合員と■組合員は出席していましたか。

出席されておりました。10月、11月の教授会の冒頭の挨拶でも、研究業績のことは申し上げました。

教授会以外でも指示をされてるんですか。

教務課からメールを送っていただいてます。

■組合員を雇い止めするに至った理由というのは、陳述書に書いてあるとおり、担当していた科目に関する科目適合性が認められなかつたことと、学校運営に対する非協力的な態度が目立つたことということですね。

はい、そうです。

では、まず、科目適合性の点から聞いていきます。■組合員が担当していたビジネス日本語とは、ビジネスで用いる日本語能力の学習を目的とした科目のようですね。

はい、そのとおりです。

この科目を担当するにふさわしい人材とは、どのような能力や素養を持った人物でしょうか。

企業におけるそのビジネス、日本語の運用に関しての実際を知っておられるということと、経営学に関しての研究業績があるというふうなことが必要だと思います。すみません。経営学というふうにおっしゃいましたけれども、ビジネス日本語ですね。

日本語です。日本語に対する日本語の運用に関しての資格あるいは研究業績をお持ちのことが必要だというふうに考えております。

組合は、ビジネス日本語の授業を行うのに日本語教育関連の学位や研究業績は不要だと主張されていますけれども、そうなのですか。

いや、全くそんなことはないと思います。

■組合員は、日本語教育関連の学位や資格をお持ちだったのですか。

いいえ、お持ちではないです。

ほかに、■組合員にビジネス日本語を教えられる研究業績はありましたか。

いや、ない……

審査委員

すみません。証人はもう少し大きな声で。

はい、分かりました。

被申立人側 大政代理人

じゃ、もう一度質問しますね。

はい。

ほかに、■組合員にビジネス日本語を教えられる研究業績はありましたか。例えば学会活動などです。

学会にも所属されておりませんでしたし、そのことに関する資格もお持ちではありませんでした。

■組合員が所属されていた学会というのは、どういう学会なんでしょうか。

主に中国に関係する学会に所属されておられたと記憶しております。

あなたは教授会で、■組合員がビジネス日本語を担当することについて、積極的に賛成したことはありますか。

賛成したことはありません。

あなたは、■組合員がビジネス日本語を担当することを決定した教授会には出ていましたか。

出席しておりました。

その教授会で、あなたはどのような対応をしたのですか。

上程されたことですので、それを認めたということです。

専門も異なるし。

はい、私の専門科目からは離れてますので、そのことについて積極的に賛成しなかったというだけです。

次に、観光学を担当するにふさわしい人材とは、どのような能力や素養を持った方でしょうか。

観光学の学位をお持ちか、観光学に関する研究業績をお持ちの方だというふうに考えております。

なぜ、■組合について、観光学の科目適合性がないと判断したのですか。

観光学に関する業績をお持ちではありませんし、学位をお持ちではありません。

そのようなことから判断させていただきました。

観光学は、比較的新しい学問分野であって学位を取得している方は少ないようですが、全ての先生に学位を求めているのですか。

いや、そういうわけではありません。観光学は、おっしゃるように、比較的新しい

領域ですし、境界領域というか、その専門性ということでいうと、かなり新しい学位をお持ちの方は本当に少ないと思います。しかしながら、学会に所属している、あるいはそういう研究業績があるということは、教壇に立つ者にとって必須のことだと考えてます。

組合は、■組合員が、他の機関でも観光学の授業を教えていたことなどを理由に、観光学について科目適合性があるという主張をされますけれども、その点はいかがですか。

他の機関のことを申し上げる立場にはありませんので、そのことを議論することはできませんけれども、少なくとも学会に所属して、そのことに関する業績があるということが必須条件だというふうに考えてます。

次に、■組合員が担当していた企業文化論、国際商務概論とは、シラバスによると、日本企業の人材育成に関する企业文化について学習する科目のようですね。

はい、そのとおりです。

この科目を担当するにふさわしい人材とは、どのような能力や素養を持った人物でしょうか。

先ほども申し上げましたが、企業の中で、その実際の企業経営に関わるそういう見識をお持ちということと、繰り返しになりますが、研究業績があるというふうなことがそれに該当するというふうに思います。

この科目は、学問の分野でいうと、何学に位置づけられる科目なんでしょうか。

大きな分類でいうと、経営学の中に入るというふうに考えてます。

そうすると、経営学の学位や研究業績も必要ということになってくるわけですか。

そのとおりです。

■組合員は、経営学の学位や研究業績はありましたか。

は、お持ちでないと思います。

令和2年3月17日に、三役として所信表明を行った際の■組合員の言動で、印象に残っていることを教えてください。

島袋先生に対してですけれども、先ほども言及ましたが、いつから特任から専任になったんだと。それから、いつから、島袋先生が秩序を乱すことは懲戒の対象になるということに対してだと思いますが、例えばこれは暴言ですか、金返せというように大きな声でおっしゃいました。

学科長手当については何かおっしゃってましたか。

いや、そのときには記憶ありません。

これに対して、あなたはどのように対応しましたか。

不規則発言をやめるように言いました。

組合員は、あなたのこの発言を受けて不規則発言をやめたのですか。

いや、全くおやめになりました。

組合員から島袋教授の論文盗用疑惑という告発状が提出されていますが、西山短大は研究不正に関する告発があった場合、どのように調査することになってるのですか。

研究倫理規程に基づいて調査することになっています。

盗用疑惑について、令和2年8月の教授会で、組合員はどのような言動を取りましたか。

議事に載っていなかったんですけども、資料を配付して、それで説明を始めました。

それに対して、あなたはどのように対応しましたか。

議事に載っていないですし、そのことに対して説明をやめるように制止しました。

組合員は、あなたの制止を聞き入れましたか。

全く聞き入れずに、とうとうとご意見を述べられていきました。

組合員のそのような言動は、どのくらいの時間続きましたか。

少し記憶が定かではありませんけれども、1時間ぐらい説明されたと思います。

令和2年の10月の教授会で、組合員が盗用疑惑について何か発言をしたということですね。どのような発言でしたか。

再度、教授会の審議の中に盛り込むようにおっしゃってました。

それに対して、あなたはどのように対応しましたか。

研究倫理規程に基づいて調査して、まだその時点では審査の結果が出ていませんでしたから、それを待つようにと。それを教授会で話すことで、審議の中性性、公平性ということが失われてしましますから、それはやめるようにというふうに言いました。

あなたのその発言を受けて、組合員はどうしましたか。

いや、全くそういうことで、やめる気配はありませんでした。

ほかに組合員がそのときにおっしゃってたことで、印象に残っていることはありますか。

ほかにも爆弾を持ってるというふうにおっしゃってました。

盗用疑惑に関するデータ提供を依頼した際の■組合員の反応について教えてください。

あなたからデータ提供を依頼した際、■組合員からどのような返事がありましたか。

どこの馬の骨とも分からぬ人間にデータを提供できないとおっしゃってました。

あなたは、当時、盗用疑惑の調査に関してどのようなお立場にあったのですか。

統括責任者にあったと思います。

■組合員は、そのことを知っていましたか。

当然、規程に書いてありますので、ご存じでした。

盗用疑惑の調査について、■大学の■准教授に調査委員会の委員を務めてもらっていましたね。

はい、そのとおりです。

■組合員から■准教授に直接連絡を取ろうとしたことがあったようですね。そのときのこと教えてください。

はい。■先生から■大学の教務課に宛てて、■先生という方からファックスが来ると。その後、また電話をかけてきて、見たかどうか確認したということです。

そのことについては、■准教授はあなたに何かメールを送って報告してきたんですか。

はい。■先生という方が、そういうことをされてるので対応に苦慮しているという話でした。

組合は、その対応に苦慮しているというメールについて、あなたに対する抗議の趣旨であるという主張をしますけれども、そうなのですか。

全くそうではありません。そのメールの中には、学長としてしっかり指導するようにというふうに書かれてました。

■組合員を雇い止めるに至った理由は、担当していた科目についての科目適合性がなく、また日本語能力が不十分だったということですね。

はい、そのとおりです。

日本事情という科目を担当するにふさわしい人物とは、どのような能力や素養を持った方でしょうか。

日本事情という科目は、日本語関連の授業だというふうに思っておりますけれども、特に日本文化に対しての造詣が深いというふうなことは必要だというふうに考えております。日本語に関する資格、教育、資格とともに、日本文化に対しての理解が

深い方だというふうに思っております。

■組合員は、日本教育に関する学位や研究業績はありましたか。

いえ、それはお持ちではありませんでした。

■組合員は、日本の社会や文化に精通していましたか。

よく存じ上げませんが、■先生はアメリカでの生活が長くて英語がご堪能です。しかししながら、日本文化に対しての造詣が深いかというと、そこまでは言えないというふうに思っております。

日本事情という科目は、■組合員の前任は■先生が担当されていたようですが、■先生は日本語教育に関する資格をお持ちだったんですか。

はい、お持ちでした。

■組合員が担当していた英語・英語リーディングについて、先日の審問の際、■組合員は中国人留学生向けのTOEICの訓練のためのものであって、日本人学生の履修希望はなかったと言つていましたが、そうなのでしょうか。

これまでそうだったかもしれません、日本人の学生でTOEICを受験したり、あるいはそこでの点数を伸ばすということは必須の状況だと思います。そういう中で、その科目履修者を増やしていくけば、日本人の受講者も十分あり得たと思います。

■組合員について、なぜ英語・英語リーディングの科目適合性がないと判断したのですか。

受講してた学生にいろいろと聞いてみたんですけども、日本語の訳が不十分で、しっかり日本人に対して理解を促すまでの日本語能力をお持ちでなかった。それが非常に優秀な学生が言っておったんですけども、いつも僕に、これ日本語で何ていうのというふうに聞いてきてたと。単語のレベルでの日本語が分からなかつたというふうなことを言ってました。

英語・英語リーディングという科目ですから、英語に関する研究業績や学位に関してはどうでしょうか。

英語に関する業績や学会発表あるいは英語、英語で論文は書かれてますけども、英語教育の資格はお持ちではありませんでした。

■組合員は英語圏の大学を卒業されているようですけれども、英語力があることと、この科目の適合性というのは関係がないのですか。

英語がご堪能なことや英語で論文が執筆できることというの大事なことだとは思いますが、英語教育ということでいうと、英語が堪能だからといって教育する資格

があるというまでは言えないと思います。

■組合員の歓迎会での出来事について、陳述書にも書いておられましたけれども、■組合員が英語でスピーチをされたということでしたね。先日の審問では、■組合員は英語力をアピールするためだったと話していましたが、そうだったのですか。

それは分かりません。ただ、英語でのスピーチというのに私どもは不慣れでしたので、あっけに取られて聞いていたというのが事実です。その中で、■組合員は、いや、日本語が恥ずかしいのでと、不得意だからというふうなことを謙遜かもしれませんけれども、おっしゃってました。

その場に参加されていたどなたかが、■組合員に対し英語力をアピールするために英語でスピーチするよう促したりしたのでしょうか。

いや、それはなかったと思います。

先日、■前学科長の審問を聞いておられたと思いますが、■先生に関するお話について、あなたの認識と異なることがあれば教えてください。

■先生のお話は、文章表現法という科目的担当者をめぐって、■先生や■先生でも担当できるんじゃないかというふうな、そういうお話だったんですけども、本学の文章表現法という科目は、保育の学生を対象にした科目です。ご存じかもしれませんが、保育の資格を取るために保育実習や、それから幼稚園実習、施設実習という実習を重ねなければなりません。その中で、本学の学生、実習簿の書き方が、あるいは記録の取り方というのが苦手ですので、そのことに特化した授業をしていただいていると。ですので、業績があるからとか、それが専攻している学問分野だからということで担当できるわけではないと。科目間連携といいますけれども、実習の実習前指導、実習後の指導、あるいはほかの科目、基礎ゼミや総合演習等の科目間連携ということが重要になりますので、たとえ業績があるからといって、その科目を担当できるわけではないというお話を、その際させていただいたんですけども、何か学長決裁で独断で決めたというふうな言い方でしたので、そうではないというふうなことを申し添えたいと思います。

私からは以上です。

被申立人側 小西代理人

被申立人代理人、小西から、若干追加で質問させていただきます。まず、ビジネス日本語、日本事情というそれぞれの科目ですけれども、陳述書にもお書きいただいているとおり、

いずれの科目についても、日本語教育関連の学位、資格あるいは研究業績等が必要というふうに短大としては考えておられるということですかね。

はい、そのとおりです。

で、英語・英語リーディングに関してなんですが、先ほどちょっとおっしゃっておられましたけれども、結局、日本人学生にとってもTOEICの点数を上げるということ是非常にニーズがある科目ということになりますかね。

と思います。

しかしながら、実際には、■組合員が担当していた当時に日本人の履修がなかったようですけれども、それはなぜだとお考えになりますか。前回、■さん自身が中国語と英語を使って授業しているというふうにおっしゃってましたけど、それと関係はしますか。

関係があるかどうか分かりませんが、中国語と英語だけでは日本人の学生はついていくことできませんから、そのような授業運営の方法ということであれば、履修は辞退する学生が多くなるのではないかと思う。

はい。あと、■さんに島袋先生のその論文盗用疑惑についてのデータ提供をお願いしたという件について、先ほど■さんの尋問の中では、手続がそこまでたどり着いてなかつたと、開かれるべき会議がなかつたので、出す場面に至らなかつたということをおっしゃっていましたが、実際のあなたの認識としてはそういうことだったんでしょうか、それとも違いますか。

まず、一番最初に、文部科学省の研究公正課のほうから、7月だったと思いますが、電話での照会がありました。それは、島袋教授の論文盗用疑惑を告発する電話があったと。それに対して調査するようにということでしたので、私はその該当の分、論文を逐一調べて、それで、それぞれの盗作等に当たるものがあるかどうかということをワンセンテンスごとに調査しました。しかしながら、ご本人の島袋教授の先行文献は出てきましたけれども、それ以外のものというのが見つからなかつたので、その事実を文科省に報告しました。それは、そこで収まつたんですけども、その後、8月の教授会でいきなりそのお話始められた、8月の教授会でいきなり始められたということがありました。その前後ちょっと詳しくは覚えておりませんが、告発状が出たので、かなり早い段階でその準備委員会ですね、それを立ち上げました。日付ははっきり……

結論として、要は■先生がおっしゃったように、そのデータを提供すべき手続にたどり

着けなかつたから出す場面じやなかつたというのが正しいか、間違つてゐるか。

あつ、それは、そういうことは言えると思ひます。

言えるというのは。

データを出す場面がなかつたというご認識でいらっしゃるという見解に関しては、理解しました。

理解したけど、それは短大としてはそうではなくて、もっと早い段階で出してほしかつたということを……

もちろんそうです。

お願ひしてたということですね。

それによつて大変調査が遅れましたので。

あと、最後にごめんなさい。1点、島袋先生の論文盗用疑惑について、加藤先生は市販の剽窃確認ソフト等を使って確認したことなんですね。

あつ、そうです。

その結果、島袋先生が過去に発表した論文の言わば自己盗用とか、自己の論文の引用というものはあったけれども、他の研究者が発表した論文からのいわゆる盗用とか剽窃というものは確認できなかつたということですか。

そのとおりです。

はい。以上です。

申立人側 上瀬代理人

そしたら、こちらから、先ほどの申立人の上瀬から申します。乙23号証、これはあなたの陳述書ですけど、あなたが書かれたもんですね。

はい。

先ほど訂正されましたけど、一部。

はい。

その陳述書の1ページの最初にね、あなたが大学の教授になったのは平成16年と書かれています。間違いないですか。

はい。

西暦に直すと、2004年です。先日、ホームページ見たら2008年というふうにあなた自身が書かれてる、ホームページには書かれてるんです。ほんで、公開講座のパンフレットを見たら、そのホームページの中のね、見たら、2006年って書かれてるんです。

一体どれが正しいんですか。

最初は非常勤講師で、2004年に……

最初に……

奉職し出して……

その教授になったのはと書かれていますよ。ここには。

はい。

その年数、書かれています。ホームページでは2008年、講座パンフでは2006年、どういうことですか、これは。

陳述書が正しい。

陳述書は2004年、ホームページは2008年、教授になったのはというふうに書かれています。公開講座パンフには2006年って書かれています。どれも公式な文書でしょう。どうなの、どれが正しいんですか。どれを信用していいのか分かりません、こちらも。じゃ、分からなかったら、もうそれでいいです。とにかく間違いが多いというのだけ分かりました。準備書面の1の、団体交渉をこれだけやって、こちら組合側の準備書面の13ページです。準備書面1の13ページです。

(申立人準備書面(1)の13ページを示す)

これだけやってきたのは間違いないですね。

何をやってきたんですか。

団体交渉です。

はい、間違いません。

大体、議題も大体これでよろしいですか。

そうだと思います。

先ほどから■組合員のことに関して述べられてましたけど、先ほど大学に非協力な態度だと言われてましたけど、それは労働組合の組合員になってからの話ですね。それ以前の話をちょっと聞かしてもらえませんか。

■組合員の態度は、特に非協力だったと思うことはありません。

ちょっと聞こえにくいです。

そう思うことありません。

その前はあまりなかったということですね。

はい。

組合員になってから、たちが悪なったんですか。

いいえ、それは私どもが就任してから顕著になったと思います。■先生の中国語は非常に堪能ですし、業務内容というふうなことに関して特に問題があったわけではありません。

2020年度、■さんが主に担当してた仕事は、教える科目以外で。

先ほどもおっしゃってましたけれども、先生方の間に立って、その業務内容をそのクラス間で調整したり、それから先生方との連絡をやっておられたと。それから、

2020年度、コロナの蔓延がのつべきならない状態になって、その中で授業を継続するために、リモート授業等の準備等に尽力されたというふうに考えてます。

だから、そういう業務だから忙しかったのは事実ですね。

しかしながら、学生募集というのは、私立の小さな短期大学にとっては、全教員が担わなければならぬことですから、それを拒否するというのはあり得ない話だと思います。

それは、全教員がやってらっしゃいます。準備書面の……

やってらっしゃいますというのは、これは本学の事情をよくご存じないから言えることであって、留学生の募集に関しては、国際交流センターの■さんを中心に、それに一手に任せてたというのがこれまでの事情ですので、教員の先生方が学生募集に歩くというふうなことは、私が就任してから、それぞれの専門学校、日本語専門学校等、歩いて、それでパンフレット配ってということをやっていただいておりますけれども、■先生がその募集に出張したというふうなことはありません。

先ほど、日本事情とか、それからビジネス日本語は、お二人は不適格だと感じたと、考えたとおっしゃっていましたけど、見学されたことがありますか、お二人の授業を。

■先生の授業は、終わる時間の行き帰りにこう見せていただくことがありましたけれども……

終わりの頃ですか。

いや、だから、授業の始まり終わりに、どちらかが先に終わって、その状況、教室の扉からのぞくというようなことはありましたけれども、その内容に関して、直接見聞きしたとか、授業の中に入って見たことはありません。■組合員、■先生の授業に関しても同様です。

はい。だから、日本語や英語が必ず絶対要るというのは思い込みだと思うんですけどね、

どうですか、それは。去年の場合ですよ。

本学の学生は中国人……

ああ、ごめん、昨年度の場合ですよ。

昨年度、中国人がほとんどですので、中国語を交えながら講義されるというふうな状態であることは把握しています。

昨年度は、乙23号証をちょっと示します。

(乙第23号証を示す)

こここの2ページの下のほうに、三役でも相談の上、令和3年度についてはカリキュラムの見直しを行い、日本人学生を増やそうと、そういうのを目指しましたと書かれてますよね。

はい。

これは、加藤さん書かれたんですか。

はい、そうです。

これは、以前から■学科長ですか、からも前に聞いたことあるんですけど、日本人学生を増やしたいというのは聞いてるんですけど、いかがですか。

もちろん、本学も何度もそのような試みはして、学生募集に尽力してきたと思いますが、ただ、本学は国際教育って最初、名のって、その後、仏教学科の下にですよ、国際教育あるいは国際経営というふうな形で、その学部の編成を行ってますので、その内容にふさわしいように国際経営を学べるコースに、まず、するというふうな形でのカリキュラムの改編を行いました。

仏教学科の中で仏教学科いろいろありますよね、確かに。仏教保育もそのうちの一つですよね。

はい。

あなたも保育の担当されましたよね。

はい。

あなたは仏教学概論というのを仏教保育の中で教えてらっしゃったと思うんですけど、それ以外にどんな科目を教えてました。

主には基礎ゼミ、総合演習ですね、基礎ゼミや総合演習。基礎ゼミというのは1週間に1回、学生と面談を繰り返していくって、その中でキャリア形成がしっかりとできていくような、そういう調整を行うとともに、科目間連携を通じて保育所に出かけていく、あるいは公民館に出かけていく、その中で子育て支援の取組を重ねていく

というふうな形でのシラバスを構成します。だから、いろんな要素が入り込んで
るものですから、総合的にその実習と、それから座学を……

演習ね、演習はそうですよね。

つなげるような役割を担っている科目です。それから科目……

演習は分かれます。大体。

総合演習に関しては、同じような性格があるわけですけれども、今度は保育の学生
は、就職をもうすぐに控えていますから、そこで就職活動の支援や、それから、あと2回、
実習を幼稚園の教育実習というのを控えていますから、その中の足らざる
指導を行っていく、あるいは……

分かります。もう結構です。あのね、そういう演習だと、教育のそういうことは僕自身も
分かりますので……

最後まで聞いてください。卒業研究というものを行うと、そういったものの指導を行ってます。

私自身も教えてたことがありますので分かります。子どもと生活はどうですか。

子どもと生活は、その子ども、子育ての文化に関しての理解を促す科目です。

子どもと生活の学位もお持ちですか。

それは持ってません。

保育に関係する学位はお持ちですか。

保育に関係する学位は持っていません。

持ってませんね。

私は、あのう……

その研究業績はどうですか。1年目はどうですか。

私は絵解きの研究をしていますので、仏画をどのように解説して、理解して、敷衍して、布教していくかということが専門で、それで学位を取ったわけなんですけれども、同じように、子どもと生活の中では、絵本を中心として、そのようなものをどのように使って、それで子どもたちの前に読み聞かせをしていくかというふうな形を中心に授業展開させていただきました。

一般的には、そうやって学位をお持ちの人がその関連するものを教えるというのは、これは小さい学校だったら特によくあると思います。■さんに関しても同じだと思うんですよ、これは。それが、どうして■さん、■さんだけがその状況と違つてると言えるのか、も

し意見があれば教えてください。なかつたら、次、いきますけど。

少なくとも講義を担当するためには、その問題に対して2本以上の研究業績があるということは必須です。

子どもと生活に教育業績……

そのために、仏教教育学会に入って発表させていただきました。

それは何年目ですか。1年目じやないでしょ。

それはそうですね。

そうでしょう。1年目の彼ができるはずがない。まあ、それは置いときます。はい。最近に非常勤講師の雇用年齢をね、規則を変えて10年にしたということを聞いてますけど、労働契約法18条では5年たてば無期雇用に転換なんですね。それを変えたっていうのはどういう意図ですか。

ちょっと私が理解できることではないんですけども……

昨年、組合員は……

一般的の5年というのと、それから5年の根拠は、恐らく法律ですね……法律です。

そのように決められてことですけれども、一般的なその雇用に大学の教員が当たるかどうかというところは議論があるところだと思います。

いや、大学の教員でも、例えばベンチャー企業とのコラボで10年間研究が要るとかね、あるいは学生、大学の中でこの研究はこの人に任せているとかね、いう場合は別ですが、一般的な講師にそういうのは、判例でも労働委員会の裁定でもないですよ。しかも、法的には、決めたら、そのときから10年たった人の話です。前に遡ってなんて、こういうのは法的な論理ではあり得ない話です。それを10年と決めたのは、何か意図があるんですか。

意図があるかどうかと言われると、それはありませんが、ただ、本学の非常に脆弱な経営状況の中で運営していかなければいけないというふうな状況を理解していただきたいと。そのための期間雇用だというふうなことを理解していただきたいと思います。

組合員が10年目に雇い止めにならぬことを願って、私からは終わります。

申立人側 ■■■補佐人

補助人、■■■です。質問いたします。加藤先生、団体交渉で合意に至ったものがあります

か。

はい、何がですか。

団体交渉の結果、学園側とそれから組合側で合意に至った内容はございますか。

今すぐに言われても、それはあると思いますけれども。

うん。はい。では、次にいきます。カリキュラムの見直しに関連して、私や■先生は雇い止めという結果になってます。このカリキュラムの見直しが、組合員の労働条件に影響を与えたこのような変更について、カリキュラムの見直しそのものを組合に事前にお伝えしましたか、提案、行いましたか。

それは組合には提示しておりません。

提案しなかった理由は何でしょうか。

C 大きな方針としてはお伝えしてたと思います。

行っていないというふうに解釈します。何で提案されなかつたんですか。

本学は、専攻会議、教学委員会、教授会というふうな形で意思決定をしておりますので、特に組合を特別視して、それで議論を進めるというふうな手続を踏んだものではないというふうに考えています。

それでは、組合が組合員の次年度の雇用について危惧していたことはご存じでしたか。

何度も、留学生、減ってどうするんですかっていうような恫喝に近いような、そういう強い言葉で何度もおっしゃってました。

C 陳述におかれましては、加藤先生は、科目の適合性について、何度も両組合員の担当する科目の適合性が三役で検討の上、判断されたとされてるんです。この基準は何ですか。

それは、提出された研究業績書等を拝見して決めております。一部……

研究業績に関する基準は三役が判断したんですか。

外部の有識者、数名にお伺いして決めてます。

その外部の有識者について、組合に明らかにされたんですか。

は、しておりません。その理由は、議論の透明性や公平性を確保するためにしております。

通常は、それは短大の学内の教授会の機能になっているんじゃないですか。

ご存じのように、本学は仏教学科単科の小さな短期大学ですので、必ずしもその該当する専門分野の教員を擁しておりません。そういう意味で、外部の知識をご指導を仰ぐというふうな形での科目適合性を判断いたしました。

加藤先生は、仏教保育専攻の科目の中で、仏教学概論以外に、加藤先生がご担当なさった科目、もう一度おっしゃっていただけませんか。

仏教学概論、ブッダの教えと、それから子どもと生活、そして基礎ゼミ、総合演習ですね。総合演習は、保育教職実践演習という名前に後期は名前が変わります。

繰り返しますけど、保育関係の学位をお持ちですか。

それは持っていないです。

組合員に対しては学位を求めるのに、なぜ加藤先生に対しては求められないんですか。

同じ上儀で、基準で適用すべきだと思って、私は遅まきながら、その業績を19年、それから20年、重ねてきました。

では、甲第7号証を示させていただきます。

(甲第7号証を示す)

甲第7号証です。すみません。甲第7号証、先に質問のほうから申します。雇い止め通知に採用時の資格について、ちゃんとこれに記されてるかどうか確認してほしいんです。これ、■先生の雇い止め通知書なんです。これに、■先生の採用時の資格について記されていますか、雇い止め理由ですかね。はい、申し上げます。ありません。採用前の資格についての記載はないはずです。次に、甲8号証を示します。

(甲第8号証を示す)

この18ページ、これ団交議事録ですけれども、ここに実は加藤先生のご発言が残ってるんです、団交上の。ないつと言いかけるのは間違いだと思いますけれどというふうに、加藤先生ご自身で触れられてるんです。

何をですか。

雇い止め理由。

被申立人側 小西代理人

いや、それは誤導じゃないですか。その前の酒井さんの質問では、研究業績がないって言い切ってるだけのという話のところからの流れなんじゃないですか。

申立人側 ■補佐人

うん、研究業績についてです。

申立人側 上瀬代理人

■さんの研究業績がないということを言い切るのは、うん、思いますということを言われています。

申立人側 ■補佐人

取りあえず雇い止め理由の中に、採用前の資格についての項目はないわけです。最後ですけれども、加藤先生が教授になられたのは、一体何年ですか。ちなみに、もし2004年以外だとされる場合は、陳述書に虚偽内容を記載したことになります。ホームページ、公式ホームページ、それから公開講座のパンフレット、それからご自身がご提出された履歴書、そして陳述書、全部年数が違います。どれが正しいんでしょう。私からは以上です。

申立人側 上瀬代理人

■さん、どうぞ。質問あれば。

申立人側 ■補佐人

1つの質問があります。さっき私の英語の授業……

申立人側 上瀬代理人

大きな声で、マイクのところへ来て。

申立人側 ■補佐人

私、英語の授業に関する質問ですけど、さっき、加藤学長は、私の学生は私に対して日本語で英語を説明できないというクレームかも分からないですけど、それは何人がそう言いましたか。あるいは何人に聞きましたか。人数です。

日本人の学生3名でしたので、3名に聞きました。

3人、全部そう言いましたか。

はい。

一人一人で聞きましたか。3人一緒に聞きましたか。

ご懸念されてるように、学長から聞いたから非常に圧を感じて、しかも先輩の坊さんだから、ありのままのことを言わないんじゃないかというふうなご懸念でしたけれども、私はそういうふうには聞いてません。授業評価アンケートの続きが担当になったというふうに聞いています。そして、それぞれに電話をかけて、■先生の授業どうやった、よかったですよねって言って、それで、おおむね評価は高かったんです。ですから、その科目が何ていうかな、先生の授業に不満を募らせてる学生が多いということではありませんから、先生はその部分では自信を持っていただいたらいいと思うんですけども、ただ、学生が、日本語があまり上手でいらっしゃらないので、常に僕に英語の訳を聞いてたというふうに。で、あと、口をそろえてみんなが言ってたのは、英語の発音すばらしいというふうに言ってました。ですから、そ

いう部分において、何か瑕疵があったということはないと思いますけれども、日本人の学生に関して言えば、やはり日本語で英語の訳を聞かなければ理解は難しいと思います。その部分を指摘させていただきました。

この3人の成績も聞きましたか。私の授業の英語の授業。

知りません。

合計4人の授業で、トップ1、トップ2は日本人学生です。だから、そして、私は授業のためにパワー・ポイントも作ってるし、通訳も授業の前、準備しました。だから、学生も討論を参加するために、学生にこれ通訳してくださいって、英語の授業でこのことやっても全然おかしくないと思います。

審査委員

それでは、双方の尋問が終わったということで、こちらから少し補足の質問させていただきます。前回、[REDACTED]さんの陳述の、陳述書じやなくて尋問の中で、法人が、文科省から7年に一度、第三者評価を受けるという、そういう趣旨の陳述がありましたけれども、それはそれでよろしいですか。

もちろん、そうです。

直近のはいつの認証評価ですかね。

えーっと、二千十……、7年ですね。

2017年ですか。

はい。

その第三者評価のときには、各教員の資格に関する資料は提出される。

もちろん提出されます。

以 上